

離農・規模縮小

離農や規模縮小をする場合には、速やかに農業委員会へ申し出ましょう。



注意

※許可を受けずに売買すると、名義変更の登記ができず、トラブルの原因になります。

※農業委員会で買い手・売り手を探すことはできません。

売買

農地を農地として売買する場合、農業委員会の許可が必要

農地を農地として売買するときには、農業委員会の許可を受けなければなりません。適切に申請をして、登記も速やかに行いましょう。

～農地を取得できる人の要件(一部抜粋)～

- 年間150日以上農業を営んでいる
- 取得する農地面積に見合う農機具を持っている
- 取得農地面積と同等の面積を耕作した実績がある・耕作している など

※要件については、個別に農業委員会へご確認ください。

転用

STOP! 農地の違反転用

一時的な資材置場・砂利採取場・残土置場として利用する場合も「転用」が必要です。

POINT!

農地かどうかは、不動産登記簿の地目ではなく、**現況**によって判断されます。

許可を取らずに転用した場合、3年以下の拘禁刑または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金を科せられる場合があります。

転用を考えたら、まずは農業委員会へ相談を!

農地転用とは

農地を住宅・店舗・駐車場・通路など、農地以外の用途に変更して利用することです。農地の無秩序な減少を防ぐため、転用には原則として農地法に基づく許可や届け出が必要です。市街化区域内か区域外か、転用面積や目的によって手続きや審査内容が異なります。



管理

農地は適切に管理しましょう

農地の権利を持つ人には、農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があります。

放置すると、こんな問題が……



火災



不法投棄



病害虫



鳥獣のすみか

一度荒れてしまうと、元の状態に戻すために多くの労力・費用・時間がかかります。定期的に草刈りをするなど、適正に管理しましょう。

補助

農地の復元費用を補助

眠っている農地を、もう一度豊かな農地へ。
本年度から「遊休農地再生活動推進事業補助金」が始まりました。



◀補助金の詳細はこちら

[Close Up]

農地の手続き、忘れていませんか？

農地の売買・貸し借り・転用には、農地法などに基づく手続きが必要です。農地を適正に利用し、次の世代へ引き継ぐために必要な手続きを確認しましょう。

問合先 町農業委員会事務局 ☎47-5028

確認しておきたい 手続きは全部で7つ

相続

農地を相続したときは農地のある市町村農業委員会へ届け出が必要

POINT!

- ・届け出は、権利を取得したことを知った時点からおおむね10カ月以内
- ・法務局への相続登記とは別の手続き

貸借

農地中間管理事業を活用しませんか？

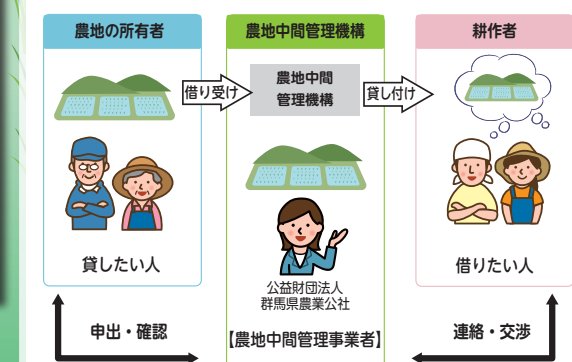
農地中間管理事業とは、農地を「貸したい人」と「借りたい人」の間に入り、貸し借りをスムーズにする事業です。

※所有者と耕作者が直接貸し借りする相対の利用権は、令和7年3月末で廃止されました。

問合先

役場農業振興課
☎47-5025

▼農地中間管理事業の仕組み



農地を貸したい人	農地を借りたい人
高齢などの理由で農家をリタイアしたい	経営規模を拡大したい
後継者がいない	新規参入したい
相続した農地を耕作できない	まとまった農地を借りたい
メリット	
賃料が確実に支払われる	長期間借りられ、経営が安定
契約期間終了後に農地が戻る(更新も可)	複数の所有者から借りても支払先は農地中間管理機構のみ

お手続きやお問い合わせは、役場農業振興課までお願いします。